さくら市工場立地法第4条の2第1項に規定する緑地面積率等に係る準則を定める条例の一部を改正する 条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市工場立地法第4条の2第1項に規定する緑地面積率等に係る準則を定める条例(平成29年さくら市 条例第 24 号)

現 正 案 工場立地法第4条の2第1項に基づき緑地面積率等 に係る準則を定める条例

(工場立地に関する準則等の公表)

率等に係る準則(同条第3項に規定する範囲を含 む。)を次の表のとおりに定める。

区 域 の 区 分	区域の範囲	緑地の面 積の敷地 面積に対 する割合	環境施設 の面積の 敷地面積 に対する 割合
第1種 <u>区域</u>	都市計画法(昭 和43年法律第 100号)第8条 第1項第1号に 規定する準工 <u>業地域</u>	<u>100 分の</u> <u>10以上</u>	<u>100 分の</u> <u>15 以上</u>
<u>第2種</u> 区域	都市計画法第8 条第1項第1号 に規定する工 業地域及び工 業専用地域	<u>100 分の</u> <u>5以上</u>	<u>100 分の</u> 10以上
<u>第3種</u> 区域	都市計画法第8 条第1項第1号 に規定する用 途地域の指定 のない区域	100 分の 10以上	<u>100 分の</u> 15以上

2 前項の規定にかかわらず、工場立地法施行規則(昭 和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸 省令第1号。以下この項において「規則」という。) 第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又 は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び規 則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設について さくら市工場立地法第4条の2第1項に規定す る緑地面積率等に係る準則を定める条例

行

(緑地及び環境施設の面積の割合)

第3条 法第4条の2第1項の規定により、緑地面積 第3条 法第4条の2第1項に規定する緑地及び環境 施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、 緑地については100分の10以上、環境施設につい ては100分の15以上とする。

さくら市工場立地法第4条の2第1項に規定する緑地面積率等に係る準則を定める条例の一部を改正する 条例案新旧対照条文 (<u>傍線の部分</u>は改正部分)

○ さくら市工場立地法第4条の2第1項に規定する緑地面積率等に係る準則を定める条例(平成29年さくら市 条例第24号) (2/2)

現 正 案 行 は、敷地面積に緑地面積率(緑地の面積の敷地面積 に対する割合をいう。以下この項において同じ。)を 乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地 面積率の算定に用いる緑地の面積に算入すること ができない。 (敷地が2以上の区域にわたる場合の適用) (区域の範囲) 第4条 特定工場の敷地が前条に規定する区域又は前 第4条 法第4条の2第3項に規定する区域の範囲 条に規定する区域以外の区域のうち2以上の区域に は、都市計画法第8条第1項第1号の工業専用地域 わたる場合における前条の規定の適用については、 とする。 前条に規定する区域のいずれかの区域の敷地の割 合が最も高いときは当該割合が最も高い区域に係 る規定を当該特定工場の敷地の全部に適用し、前条 に規定する区域以外の敷地の割合が最も高いとき は前条の規定を当該特定工場の敷地の全部に適用 しない。 (市に隣接する地方公共団体の長との協議) 第5条 特定工場の敷地が市に隣接する地方公共団体 の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適 用については、市長が当該地方公共団体の長と協議 して定める。